



海上保安庁 船艇職員採用試験・無線従事者採用試験・航空機職員採用試験

1 試験日程等

- (1) 受付期間 平成24年10月22日(月)～平成24年11月7日(水)  
郵送された申込書は、平成24年11月7日(水)までの通信日付印のあるものに限り受け付けます。  
受付時間 10時～17時(土曜日、日曜日及び休日を除く)  
長期の乗船勤務等により受付期間内に申込みができない場合は、事前に申込先官署にご相談ください。
- (2) 試験日  
第1次試験(教養試験)  
平成24年11月25日(日) 8時30分(受付) 9時00分(開始)  
合格発表日時 平成24年12月7日(金) 9時00分  
掲示場所 第1次試験地(海上保安庁ホームページにも掲載します)  
第2次試験(人物試験、身体検査、身体測定及び体力検査)  
平成24年12月17日(月) 第2次試験は、第1次試験の合格者を対象に行います。
- 実技試験  
平成25年1月7日(月) (試験地・東京都大田区)  
実技試験については、「3 試験の方法」をご覧ください。  
※第1次試験の際、人物試験の参考とするため、性格検査を行います。
- (3) 最終合格発表  
発表日時 平成25年1月25日(金) 9時00分  
掲示場所 第2次試験地(海上保安庁ホームページにも掲載します)
- (4) 採用予定日 平成25年7月1日(月)

※この試験を受けられない者

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
- ・ 成年被後見人、被保佐人(準禁治産者を含む)
  - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
  - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
  - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 国家公務員法第81条の2(定年による退職)に該当する者(この採用試験による官職では、平成26年4月1日現在で60歳に達する者は、法令の規定によ

り採用することができません。)

## 2 試験区分等

### <船艇職員>

- 1 採用予定数 **航海** 若干名  
**機関** 若干名
  - 2 職務内容 配属管区内の巡視船等に乘組み、海上保安官としての業務に従事するほか、航海は船舶の運航業務に、機関は船舶の機関の運転業務に従事します。
  - 3 受験資格 受験時において有効な次の免許を有する者※  
**航海** 五級海技士（航海）以上  
**機関** 五級海技士（機関）以上（内燃機関の限定を含む）
- ※ 「船舶職員及び小型船舶操縦者法」（昭和26年法律第149号）第13条の2の規定に該当する者又は海技免許の筆記試験に合格し、口述試験受験可能な乗船履歴を有する者で、採用日までに免許取得見込みの者を含む。

### <無線従事者>

- 1 採用予定数 **通信・技術** 若干名
- 2 職務内容 配属管区内の巡視船等に乘組み、海上保安官としての業務に従事するほか、船舶の通信機器の運用管理業務又は海上交通センター等に勤務し、航路標識の管理運営等の業務に従事します。
- 3 受験資格 次の(1)及び(2)に該当する者
  - (1) 次のいずれかに該当する者
    - イ 高等学校を卒業した者及び平成25年6月までに高等学校を卒業する見込みの者
    - ロ 中等教育学校を卒業した者及び平成25年6月までに中等教育学校を卒業する見込みの者（中学校卒業のみは含みません）
    - ハ 高等専門学校の第3学年の課程を修了した者及び平成25年6月までに高等専門学校の第3学年の課程を修了する見込みの者
    - ニ その他高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定を含む）に合格した者等でイに掲げる者と同等の資格があると認められる者
  - (2) 次のいずれかに該当する者
    - イ 受験時において、第一級又は第二級総合無線通信士の免許を有する者※
    - ロ 受験時において、第一級又は第二級海上無線通信士の免許を有し、かつ、第一級又は第二級陸上無線技術士の免許を有する者※

※ 「無線従事者規則」（郵政省令第18号〔H2. 3. 31〕）第6条～第8条の規定に該当する者で、採用日までに免許取得見込みの者を含む

### <航空機職員>

- 1 採用予定数 **飛行** 若干名  
**整備** 若干名
- 2 職務内容 全国の航空基地又は航空機搭載型巡視船の航空機に乗組み、海上保安官としての業務に従事するほか、飛行は航空機の運航業務に、整備は航空機の整備業務に従事します。
- 3 受験資格 次の(1)及び(2)に該当する者

- (1) 次のいずれかに該当する者
- イ 高等学校を卒業した者及び平成25年6月までに高等学校を卒業する見込みの者
  - ロ 中等教育学校を卒業した者及び平成25年6月までに中等教育学校を卒業する見込みの者（中学校卒業のみは含みません）
  - ハ 高等専門学校の第3学年の課程を修了した者及び平成25年6月までに高等専門学校の第3学年の課程を修了する見込みの者
  - ニ その他高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定を含む）に合格した者等でイに掲げる者と同等の資格があると認められる者
- (2) 受験時において次の技能証明を有する者
- 飛行** 国土交通大臣が交付した飛行機又は回転翼航空機の事業用操縦士の資格以上の技能証明を有し、かつ、有効な第一種航空身体検査証明書を有する者※
- ※ 第一種航空身体検査証明書については、採用時においても有効であること
- 整備** 国土交通大臣が交付した飛行機又は回転翼航空機の二等航空整備士（旧三等航空整備士を含む）の資格以上の技能証明を有する者

### 3 試験の方法

- (1) 第1次試験（教養試験） 海上保安庁職員として必要な一般的な知識についての多肢選択式による筆記試験を行います。  
（解答時間：2時間）
- (2) 第2次試験（人物試験） 面接により人柄等について、試験を行います。  
（身体検査） 主として胸部疾患（胸部エックス線撮影を含む）、血圧、尿、その他一般内科系検査を行います。  
（身体測定） 身長、体重、胸囲、視力、色覚、聴力、肺活量及び握力について測定を行います。  
（体力検査） 上体起こし、反復横跳び及び鉄棒両手ぶら下がりにより体力測定を行います。
- (3) 実技試験 航空機職員（飛行）受験者にあつては、上記(1)、(2)の試験の合格者※を対象にシミュレーターにより実技試験を行います。  
※(2)の合格者については、別途通知いたします。

※ 第1次試験の際、人物試験の参考とするため、性格検査を行います

#### (4) 試験地

第1次 試験地	小樽市	函館市	釧路市	塩釜市	第2次 試験地	小樽市	塩釜市	横浜市
	横浜市	名古屋市	神戸市	広島市		名古屋市	神戸市	広島市
	高松市	北九州市	長崎市	舞鶴市		高松市	北九州市	舞鶴市
	境港市	新潟市	高岡市	鹿児島市		新潟市	鹿児島市	那覇市
	那覇市							

## 4 受験手続

## (1) 申込用紙請求先

申込用紙は、**申込先官署**（別紙1参照）及び**海上保安庁総務部人事課**（〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3 電話03-3591-6361）で交付します。

郵便で申込用紙を請求する場合は、封筒の表に赤字で、船艇職員については「**試験請求・船艇**」、無線従事者については「**試験請求・無線**」、航空機職員のうち飛行については「**試験請求・飛行**」、航空機職員のうち整備については「**試験請求・整備**」と書き、140円切手を同封して下さい。

## (2) 提出書類 次の各書類を提出して下さい。

## イ 申込書1部

必要事項を記入し、写真1枚（縦4cm、横3.5cm）を貼って下さい。

申込書の「試験区分」欄には「航海」、「機関」、「通信・技術」、「飛行」又は「整備」の各区分のうち受験を希望する区分を記入して下さい。

申込書の「第1次試験地」及び「第2次試験地」欄には、試験地（3頁参照）中の試験地から、それぞれ希望する試験地を記入して下さい。

申込書の受理後における「試験地」の変更は認められません。ただし、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で変更が認められます。

職歴がある場合は、職歴表を添付して下さい。

## ロ 卒業証明書等

## (イ) 船艇職員

## ・ 卒業（修了）証明書又は卒業（修了）見込み証明書1部

中学校卒業以後の学歴（中退を含む）全てについて、各学校の卒業（修了）証明書又は在学証明書を提出して下さい。

ただし、中学校から引き続き高等学校を卒業した者は中学校の卒業証明書は必要ありません。

## ・ 海技免状の写1部（取得見込みの者は、取得時に提出）

## (ロ) 無線従事者

## ・ 卒業（修了）証明書又は卒業（修了）見込み証明書1部

高等学校（又は中等教育学校）卒業以後の学歴（中退を含む）全てについて、各学校の卒業（修了）証明書又は在学証明書を提出して下さい。

## ・ 無線従事者免許証の写1部（取得見込みの者は、取得時に提出）

## (ハ) 航空機職員

## ・ 卒業（修了）証明書又は卒業（修了）見込み証明書1部

高等学校（又は中等教育学校）卒業以後の学歴（中退を含む）全てについて、各学校の卒業（修了）証明書又は在学証明書を提出して下さい。

## ・ 技能証明書の写1部

## ・ 航空経歴書1部（飛行のみ）

必要事項を記入するとともに、航空経歴書の備考欄に定める次の必要書類をそれぞれ添付して下さい。なお、受験時に有する航空関係技能証明等は、もれなく記載して下さい。

○技能証明書、無線従事者免許証等の写

- 航空身体検査証明書又は航空身体検査証明申請書の写
  - 飛行時間については、最近の1か月※のフライトログの写
- ※最近のものがなければ、直近のものでも構いません。

**【注意事項 提出された証明書等は一切お返しできません。】**

(3) 申込先官署（第1次試験）

別紙1参照

受験の申込みは、希望する第1次試験地に対応する申込先へ提出して下さい。

郵便で受験の申込みをする場合は、650円切手を貼った宛先、郵便番号明記の返信封筒（定形）を同封し、封筒の表に赤字で「**試験申込**」と書き、必ず簡易書留郵便にて送付して下さい。

(4) 受験票の交付

申込書等の提出書類を受理した場合は、受験票を交付します。郵便で申し込んだ場合は、受験票を郵送しますが、**11月16日（金）**までに受験票が到着しないときは、申込先に照会して下さい。

**5 持参するもの**

(1) 第1次試験

イ 受験票

ロ 筆記具（HBの鉛筆）※シャープペンシル不可

ハ 免許等

(イ) 船艇職員（航海・機関）

受験資格に定める海技免状又は船舶職員養成施設の卒業（修了）証明書若しくは卒業（修了）見込証明書

(ロ) 無線従事者

受験資格に定める免許証又は採用日までに免許を取得できる旨の証明書等

(ハ) 航空機職員

飛行 受験資格に定める操縦士技能証明書及び第一種航空身体検査証明書  
無線従事者免許証（ただし、当該資格を有する場合に限る）

整備 受験資格に定める技能証明書

(2) 第2次試験

イ 受験票

ロ 筆記具

ハ 運動靴等

**6 最終合格したら**

- (1) 最終合格者には、合格通知書を送付します。合格通知書は、郵便事故等のため延着、不着となる場合もありますので、できるだけ掲示場所又は海上保安庁ホームページで確認して下さい。なお、電話による問い合わせには応じかねますので、ご了承下さい。また、合格通知書が発表の日から1週間経っても到着しない場合

には、海上保安庁総務部人事課にお問い合わせ下さい。

- (2) 採用者は、最終合格者の中から決定しますので、採用者には採用内定通知書を別途送付します。
- (3) 採用予定日は平成25年7月1日(月)の予定です。
- (4) 採用後は、海上保安学校門司分校(北九州市門司区)において、海上保安官として必要な研修(約6ヶ月)を受けた後、船艇職員(航海、機関)にあつては配属管区の巡視船等に、無線従事者(通信・技術)にあつては配属管区の巡視船等又は海上交通センター等に、航空機職員(飛行、整備)にあつては、全国の航空基地又は航空機搭載型巡視船にそれぞれ配属され、勤務することとなります。  
また、採用後は随時転勤があります。
- (5) 採用日に次に該当する場合は、採用されません。
- イ 「この試験を受けられない者」(1ページ参照)となった場合
  - ロ 受験資格に定める免許等が取消しとなった場合又は免許等を取得見込みの者が免許等を取得できなかった場合
  - ハ 有効な第1種航空身体検査証明を有しない場合(飛行に限る)
  - ニ 怪我、病気等により研修を受けることが困難となった場合
- (6) 船舶局無線従事者証明について  
無線従事者(通信・技術)を受験し、採用内定通知書の送付を受けた方で船舶局無線従事者証明を受けていない方は、採用予定日(平成25年7月1日(月))までに、船舶局無線従事者証明を受けて下さい。

## 7 給与

俸給月額、およそ別紙1のとおりです。

- ★ 海上保安庁の業務内容及び採用試験の詳細については、下記又は申込先に照会して下さい。

海上保安庁総務部人事課任用係

〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3

TEL 03-3591-6361

海上保安庁ホームページ

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/>

## ◎ 身体測定の内容

次のいずれかに該当する者は不合格となります。

## &lt;航海、機関、通信・技術及び整備&gt;

- ・ 身長が男子157cm、女子150cmに満たない者
- ・ 体重が男子48kg、女子41kgに満たない者
- ・ 視力（裸眼又は矯正）がどちらか1眼でも0.6に満たない者
- ・ 色覚に異常のある者（ただし、職務遂行に支障のない程度の者は差し支えない）
- ・ 2,000、1,000、500各ヘルツでの検査結果をもとに算出した聴力レベルデシベルが、どちらか片耳でも40デシベル以上の音の失聴がある者
- ・ 四肢の運動機能に異常のある者

## &lt;飛行&gt;

- ・ 身長が158cmに満たない者又は190cmを超える者
- ・ 体重及び胸囲については、別紙2「体重及び胸囲の合格基準」の身長欄の身長に対応する体重、胸囲の各欄に示された合格基準を満たさない者
- ・ 裸眼視力がどちらか1眼でも1.0に満たない者（ただし、両眼とも裸眼視力が0.2以上で矯正視力が1.0以上の者は差し支えない）
- ・ 色覚に異常のある者
- ・ 肺活量が男子3,000cm<sup>3</sup>、女子2,400cm<sup>3</sup>に満たない者
- ・ 握力がどちらか片手でも30kgに満たない者
- ・ その他操縦士として航空業務に支障のある者

## ◎ 体力検査の内容

次のとおり鉄棒両手ぶら下がり、身体の筋持久力及び敏しょう性について検査を行います。なお、基準に達しないものが一つでもある場合は、不合格となります。

- ・ 上体起こし（筋持久力）  
ひざを曲げ、あおむきに寝た姿勢で、30秒間のうちに何回上体を起こすことができるか検査します。  
男子21回以上、女子13回以上を基準とします。
- ・ 反復横跳び（敏しょう性）  
100cm間隔に引かれた3本のライン上で、20秒間のうちに何回サイドステップすることができるか検査します。男子44回以上、女子37回以上を基準とします。
- ・ 鉄棒両手ぶら下がり  
水平に設置された直径約2.8cmの鉄棒を両手でにぎり、両足を床から離してぶら下がり、10秒以上耐えることができるかを検査します。

## 申込先官署(第1次試験地)

試験地	申込先	所在地	郵便番号	電話番号
小樽市	第一管区海上保安本部 人事課	小樽市港町5の2	047-8560	0134-27-0118
函館市	函館海上保安部 管理課	函館市海岸町24の4	040-0061	0138-42-1118
釧路市	釧路海上保安部 管理課	釧路市南浜町5の9	085-0022	0154-22-0118
塩釜市	第二管区海上保安本部 人事課	塩釜市貞山通3の4の1	985-8507	022-363-0111
横浜市	第三管区海上保安本部 人事課	横浜市中区北仲通5の57	231-8818	045-211-1118
名古屋市	第四管区海上保安本部 人事課	名古屋市港区入船2の3の12	455-8528	052-661-1611
神戸市	第五管区海上保安本部 人事課	神戸市中央区波止場町1の1	650-8551	078-391-6551
広島市	第六管区海上保安本部 人事課	広島市南区宇品海岸3の10の17	734-8560	082-251-5111
※高松市	高松海上保安部 管理課	高松市朝日新町1の30	760-0064	087-821-7013
北九州市	第七管区海上保安本部 人事課	北九州市門司区西海岸1の3の10	801-8507	093-321-2931
※長崎市	長崎海上保安部 管理課	長崎市松が枝町7の29	850-0921	095-827-5133
舞鶴市	第八管区海上保安本部 人事課	舞鶴市字下福井901	624-8686	0773-76-4100
境港市	境海上保安部 管理課	境港市昭和町9の1	684-0034	0859-42-2532
新潟市	第九管区海上保安本部 人事課	新潟市中央区美咲町1の2の1	950-8543	025-285-0118
※高岡市	伏木海上保安部 管理課	高岡市伏木錦町11の15	933-0105	0766-44-0197
鹿児島市	第十管区海上保安本部 人事課	鹿児島市東郡元町4の1	890-8510	099-250-9800
那覇市	第十一管区海上保安本部 人事課	那覇市港町2の11の1	900-8547	098-867-0118

## 【注意事項】

※の試験地では、航空機職員採用試験は行われませんので、他の試験地を希望して下さい。

## 給与

俸給月額は、およそ次のとおりです。

勤務	区分	船艇職員			無線従事者			航空機職員		
		大卒直後	短大卒直後	高卒直後	大卒直後	短大卒直後	高卒直後	大卒直後	短大卒直後	高卒直後
研修修了後の給与	巡視船	約218,000円	約202,000円	約188,000円	約225,000円	約206,000円	約188,000円	約225,000円	約206,000円	約188,000円
	保安部等 陸上部署 (通信・技術)				約189,000円	約170,000円	約152,000円			
	航空基地 (飛行)							約210,000円	約191,000円	約173,000円
	航空基地 (整備)							約189,000円	約170,000円	約152,000円

※上記給与に加え、勤務地等に応じた諸手当が支給されます。

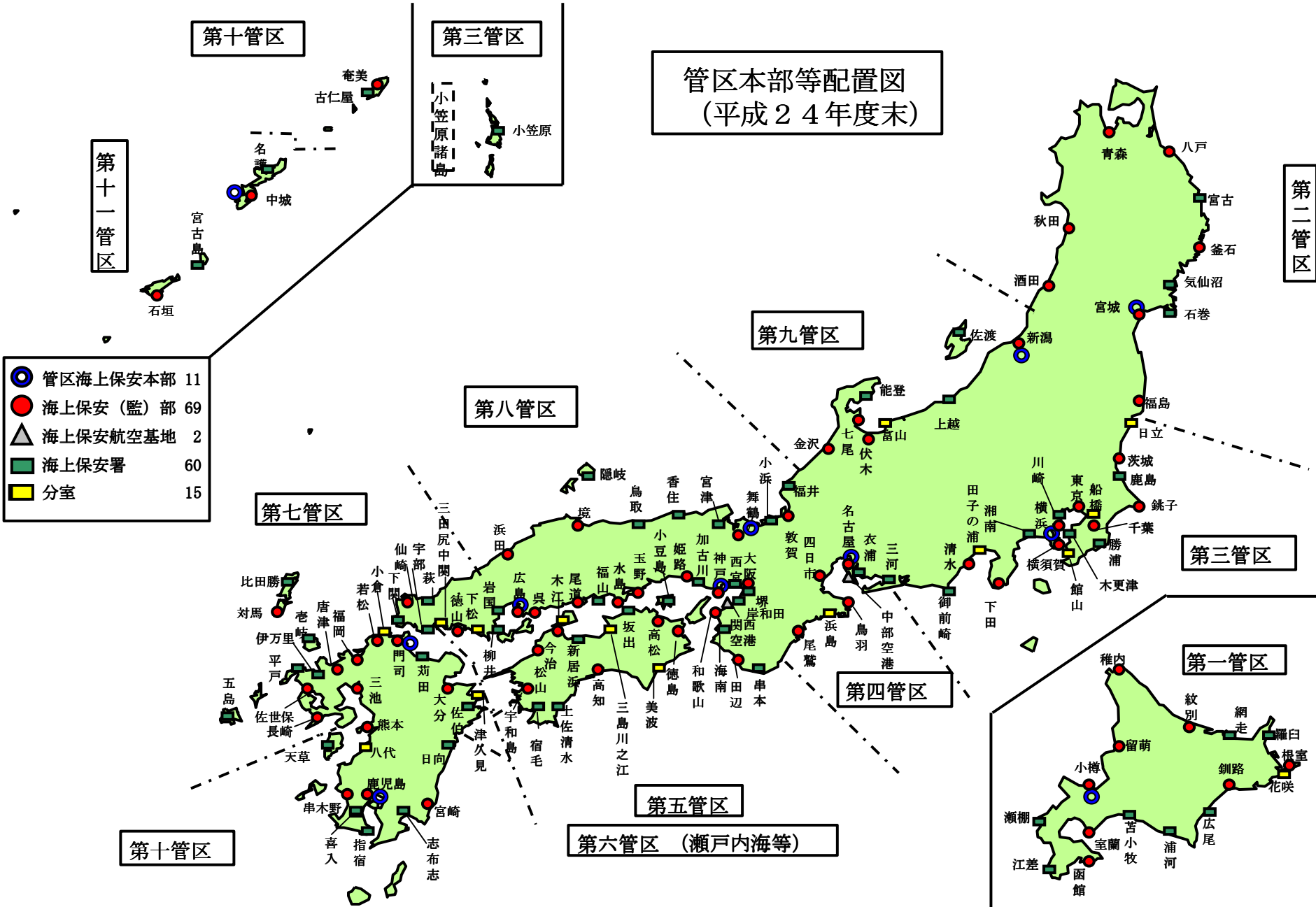
※上記給与は平成23年度のものであり、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)による減額は含まれていません。



## 体重及び胸囲の合格基準

身長(cm)	体重(kg)		胸囲(cm)
	男子	女子	
158.0以上161.0未満	50.0以上71.5未満	50.0以上64.5未満	77.5以上
161.0以上164.0未満	50.0以上74.0未満	50.0以上67.0未満	78.5以上
164.0以上167.0未満	50.0以上76.5未満	50.0以上69.5未満	79.0以上
167.0以上170.0未満	51.5以上79.0未満	51.5以上72.0未満	80.0以上
170.0以上173.0未満	53.0以上81.5未満	53.0以上74.5未満	80.5以上
173.0以上176.0未満	54.5以上84.0未満	54.5以上77.0未満	81.5以上
176.0以上179.0未満	56.0以上86.5未満	56.0以上79.5未満	82.0以上
179.0以上182.0未満	58.0以上89.0未満	58.0以上82.0未満	83.0以上
182.0以上185.0未満	60.0以上91.5未満	60.0以上85.0未満	84.0以上
185.0以上188.0未満	62.0以上94.0未満	62.0以上88.0未満	84.5以上
188.0以上190.0以下	64.0以上96.5未満	64.0以上91.0未満	85.5以上

# 管区本部等配置図 (平成24年度末)



● (Blue circle)	管区海上保安本部	11
● (Red circle)	海上保安(監)部	69
▲ (Green triangle)	海上保安航空基地	2
■ (Green square)	海上保安署	60
■ (Yellow square)	分室	15